

山元町空家等の適切な管理に関する条例（案）の概要

近年、全国的な課題となっている、「適切な管理が行われていない空家等」への対応が急務となっていることから、国においても令和5年12月13日「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」を施行しております。

この一部改正により、空家等所有者の責務が強化されるとともに、自治体が空家等対策を推進するための制度が追加されました。

山元町においても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等の適切な管理に関し、適切な管理が行われていない空家等が、衛生、景観、防災、防犯等の地域の生活環境に及ぼす影響に鑑み、昨年度、「山元町空家等対策計画」を策定するとともに、新たに「山元町空家等の適切な管理に関する条例」を制定し、本町の空家等対策について適切かつ円滑な推進を図るものです。

目的（第1条）

条例制定の目的について定めるもの

定義（第2条）

用語の定義を定めるもの

町の責務（第3条）

制定目的にのっとり、町の責務を定めるもの

所有者等の責務（第4条）

制定目的にのっとり、所有者等の責務を定めるもの

町民等の協力（第5条）

制定目的の実現に向け、町民等に協力を求めるもの

空家等対策計画（第6条）

法に基づく計画を策定することについて定めるもの

協議会（第7条）

法定協議会を設置することについて定めるもの

立入調査等（第8条）

法に基づく調査の実施要件等について定めるもの

情報の利用等（第9条）

法に基づく関係情報の取扱い等について定めるもの

データベースの整備等（第10条）

空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずることを定めるもの

助言又は指導（第11条）

特定空家等及び管理不全空家等に対し、助言又は指導することができることを定めるもの

勧告（第12条）

特定空家等及び管理不全空家等に対し、必要に応じ勧告することができることを定めるもの

命令（第13条）

特定空家等に対し、必要な措置を講じるよう命ずることができること、及びその際の手続き等について定めるもの

代執行（第14条）

特定空家等について、必要な措置を命じられた者がその措置を履行しない場合等において、行政代執行を行うことを定めるもの

意見の聴取（第15条）

特定空家等の認定や代執行の実施に当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くことを定めるもの

緊急代執行（第16条）

町長が必要と認める場合、特定空家等に対し緊急的な措置を行うことができることについて定めるもの

費用の徴収（第17条）

命令対象者等に負担させる費用の徴収について定めるもの

関係機関との連携（第18条）

関係機関との連携について定めるもの

委任（第19条）

条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるもの

■スケジュール

- ・令和7年3月に開会される山元町議会定例会への上程を予定
- ※パブリックコメントの実施後に、条例（案）の審査を行う関係上、審査の過程でその趣旨を改変しない範囲で、文言等の修正を行う場合があります。